

## 見せ方次第

中国には「金九銀十」という言葉があります。中国の故事成語っぽいですが、一年のうちの9月と10月の中国国内の雰囲気を表す言葉としてニュース等でよく引用される言葉です。元々は旧暦の9月と10月が農作業の収穫時期にあたり、人々が最も豊かになる時期で経済活動も活発になることから、「金」や「銀」といった経済的な富を象徴する言葉で9月と10月を表現したものです。それが転じて、中国の人達の消費活動や不動産取引が期待される時期として使われたりもします。

特に今年は9月の中秋節の連休と10月の国慶節の連休が合わさって8連休になったため、春から夏にかけて低迷気味の中国景気の起爆剤になるのではと期待されていました。9月30日の文化旅行部門による事前予想によれば、連休期間中における中国国内の旅行者数は8.96億人、観光収入は7825億人民元（約16兆300億円）に達するとされていました。これに対して、10月7日に文化旅行部門が発表したところでは、今年の連休期間中（9月29日～10月6日）、中国国内の旅行者数は約8.26億人、観光収入は7534億人民元（約15兆4000億円）に留まり、旅行者数と観光収入ともに同部門の事前予想を下回る数値になっていました。もっとも、同日の発表内容を見ると、コロナ前の2019年の統計数値が挙げられており、2019年との比較で旅行者数が4.1%増加し、観光収入が1.5%増加し、安定的な回復を果たしている、とされていました。

常に国が発展成長する姿を国民に提示することを好む中国

らしい発表内容とみるか、または低迷する景気の起爆剤となるべく過剰に期待し過ぎた統計数値とみるか、数字の並べ方と見せ方次第かなという気がします。ただ、国慶節期間中に上海の空港で多くの旅行者が長蛇の列をなす姿を久しぶりに見ると、中国の人達の財布の紐も少しずつ緩んでいるのも事実かなという気もします。

連休期間中の旅行者数等といった統計数値に関して、中国でも「統計法」という法律があり、中央政府が行う統計活動、行政部門が行う統計活動、地方政府が行う統計活動等に分かれて管理されています。統計法自体は1983年からある古い法律で、虚偽の統計情報の作成には厳罰を課すと共に、虚偽検挙のための情報提供には表彰や奨励をするといった規定を設けるあたりは中国らしさを感じます。

また上記のような旅行や娯楽を含む文化活動の統計については、それぞれ「旅行統計管理弁法」と「文化統計管理弁法」という別の行政規則がありましたが、最近では旅行と文化活動を融合していく流れになっており、いずれもコロナ期間中の2020年に廃止され、旅行や文化活動、更には健康を意識した野外活動等を融合した消費促進のための政策や管理通知がいくつも出てきています。たしかに、中国では旅行を兼ねたキャンプやトレッキング、旅行先での様々な体験ツアーなどが流行してきており、こちらも見せ方次第で相乗効果が生まれるのかもしれませんが。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : [info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。